

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：兵庫県（知事部局等）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.5% (74.5%)
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.3% (70.3%)
全職員	67.0% (70.0%)

※医師・歯科医師職及び看護職を除いた割合。()は全職員。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.0% (96.9%)
本庁課長相当職	97.3% (84.5%)
本庁課長補佐相当職	97.2% (96.6%)
本庁係長相当職	96.3% (96.0%)

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.6% (93.9%)
31～35年	95.0% (94.3%)
26～30年	93.2% (92.2%)
21～25年	91.2% (87.6%)
16～20年	83.1% (74.2%)
11～15年	82.1% (70.9%)
6～10年	89.3% (73.1%)
1～5年	91.5% (63.3%)

※医師・歯科医師職及び看護職を除いた割合。()は全職員。

【説明欄】

- 制度上男女の差異はないが、男性の方が平均年齢が高く、男性の平均給与が上がる要因となっている。
- 超過勤務手当、扶養手当、単身赴任手当額は、男性職員が女性職員を上回っている。
- 常勤職員は男性職員の割合が女性職員より高く、常勤職員以外は女性職員の割合が男性職員より高いため、全職員の給与差異が広がっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。